

新型コロナウイルス感染症に関する特別お取扱いについて (新型コロナウイルス感染症の定義についての変更)

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症に関する特別お取扱いとして、下記対象の普通保険約款および特約条項・特約について、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として災害死亡保険金、災害高度障害保険金または災害保険金(災害死亡保険金等、以下同じ。)の支払事由に該当した場合に災害死亡保険金等をお支払いするお取扱いとし、あわせて保険金削減支払法、給付金削減支払法、特定部位・特定疾病不担保法および特定障害不担保法において新型コロナウイルス感染症によって支払事由等に該当した場合にも、保険金削減等を行わないお取扱いとしております。

2021年2月13日以降、法令改正により、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に分類変更されましたが、その後も上記のお取扱いを継続するため、下記のとおり約款(別表)を改正いたしました。

なお、すでにご契約いただいている契約につきましても、改正後の約款(別表)に準じ、上記のお取扱いを継続いたします。また、この改正に伴うお客さまによる契約変更のお手続きの必要や保険料の変更はありません。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

■新型コロナウイルス感染症に関する特別お取扱いの対象となる普通保険約款および特約条項・特約

個人保険	<ul style="list-style-type: none"> ・5年ごと利差配当付こども保険普通保険約款 ・災害割増特約条項 ・傷害特約条項 ・特別条件付保険特約条項(2015)
団体保険	<ul style="list-style-type: none"> ・団体定期保険災害割増特約 ・団体定期保険傷害特約 ・団体定期保険災害保障特約 ・団体定期保険こども災害割増特約 ・団体定期保険こども傷害特約 ・団体定期保険こども災害保障特約

■改正後の約款(別表)

●個人保険(※)

別表38 対象となる感染症(2020)

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。^{*1}

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

備考

*1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、対象となる感染症に含めます。

(※)改正後の約款(別表38 対象となる感染症(2020))は、2022年3月2日以後に締結するご契約に適用いたします。また、2022年3月1日以前に締結されたご契約については、改正後の約款(別表38 対象となる感染症(2020))に準じたお取扱いをいたします。

●団体保険^(※)

別表 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。^{*1}

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

備考

*1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)を含みません。

(※)改正後の約款(別表 対象となる感染症)は、2022年2月1日以後に締結するご契約および更新するご契約に適用いたします。詳細は、対象となる団体保険をご契約のお客さまへご案内しております『団体定期保険 約款改正のお知らせ(新型コロナウイルス感染症の定義の変更)』(2022年2月作成)をご覧ください。

以上